

北広島市障がい支援計画【令和6年度～令和8年度】策定に係る  
基本的事項(案)について

1 障がい者計画の基本的事項について

次期計画に係る基本的事項については、現計画の基本理念及び基本方針を踏襲しつつ、現計画の期間中に行われた障がい児・者施策の改正や、制度改正の動きなどを踏まえ、以下のとおりとします。

※下線部について、現計画との変更・追加箇所

(1) 計画期間について

国の基本方針においては、3年を1期として作成し3年ごとに見直すことを基本としつつ市町村が地域の実情等を考慮して柔軟な期間設定を行うことが可能とされておりますが、現計画と同様に3年で計画を策定します。

(2) 計画策定の目的及び基本メッセージ

北広島市は、「すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」をめざし、北広島市総合計画や国および北海道の障害者基本計画等を上位計画として、障がい児・者の自立や社会参加の促進など、だれもが住みやすい、ともに支え合う地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、基本メッセージを『ともに生きよう ともに暮らしていくために』と設定します。

(3) 基本理念

基本メッセージを支えるものとして、以下の基本理念を定めます。

ア 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい児・者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加ができる地域づくり

## イ 障がい種別によらない障がい福祉サービスの推進

障がいの種別にかかわらず、充実した障がい福祉サービスのある地域づくり

## ウ 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

難病患者等を含め、障がい児・者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続に向けた支援、就労支援などに対応するサービスの提供体制を整備し、地域の社会資源を最大限活用し障がい児・者の生活を地域全体で支える地域づくり

### (4) 基本方針

基本理念を支える具体的な柱として、計画推進のための3つの基本方針を定めます。基本方針は、障がい福祉施策の理念を具体的に示す方針であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現を図ります。

#### ア 地域生活支援体制の充実

障がい児・者が「地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の充実をめざすとともに、障がい児・者が地域で安心して暮らしていけるように様々な障壁を取り除き、地域の一員として市民の理解を深められるよう取り組みます。

さらに、子育て、教育、健康・医療、サービス事業者、雇用等の関係者からなる「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用して、地域ネットワークを構築するなどして、地域支援体制の充実をめざします。

#### イ 地域生活への移行促進

本人が「どこでどのように暮らしたいか」を尊重し、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制の確保を図るとともに、安心して地域での生活が継続できるよう支援体制の整備をめざします。そのために居住の場であるグループホームなどの社会資源の充実をめざします。

#### ウ 就労支援の充実

障がい者が意欲や能力に応じて働くことができるよう、教育関係、福祉関係、労働関係などの各関係機関との連携を強化するとともに、障がい者雇用について、

企業等の理解を深めながら、働きやすい職場環境づくりに向けた支援や就労支援施策を充実させ雇用促進を図ります。

## (5) 基本目標

北広島市の障がい福祉施策を展開するための施策の柱となる基本目標は、以下のとおりとし、それぞれの目標を具体化するための施策を展開します。

### ア 総合的な相談サービスの提供

本市は、障がい児・者の相談支援を行うため、相談支援事業所（生活支援・就労支援）を引き続き設置し、**家族やヤングケアラーへの支援を含め**、障がい児・者がライフステージに応じて地域で安心して暮らすために、相談に対する的確に対応できる総合的、重層的な相談支援体制の更なる充実・強化をめざします。

- ・施策1-1 総合的な相談支援体制の充実・強化

### イ 利用しやすい福祉サービスの提供

本市は、これまでも、障がい福祉サービスや障がい児通所支援など障がい児・者や介護者のニーズに応じたサービスの提供に努めてきましたが、障がい児・者の生活スタイルは様々でニーズも多様化しています。

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の生活実態に対応できる、福祉サービスの提供が欠かせないことから、さらに利用しやすいサービスの提供をめざします。

- ・施策2-1 訪問系サービスの充実
- ・施策2-2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実
- ・施策2-3 自立支援医療等の充実
- ・施策2-4 日中生活の支援
- ・施策2-5 その他日常生活サービスの充実
- ・施策2-6 福祉人材の確保・定着

### ウ 社会参加の促進

地域で生きがいを持って暮らしていくために、移動支援、障がいの特性に**配慮した**手段による意思疎通支援の充実や**支援者の養成**、**障がい当事者による ICT 活**

**用等の促進**、その他の社会参加促進事業の充実を図り、障がい児・者が多様な活動に参加する機会の確保をめざします。

また、地域活動支援センターの充実を図るなど、障がい児・者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

- ・施策 3-1 移動支援の充実
- ・施策 3-2 **情報の取得利用**・意思疎通支援事業の充実
- ・施策 3-3 社会参加促進事業の充実
- ・施策 3-4 地域活動支援センターの充実
- ・施策 3-5 その他社会参加の促進

#### エ 障がい理解の促進、権利擁護の推進

障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい理解を深める取組を通じ、障がいがある人もない人もお互いを尊重し合えるよう共生社会の実現をめざします。

また、障がい児・者への虐待の防止、障がいを理由とする差別等の解消に取り組むとともに、偏見や差別等の解消に向けた市民への周知・啓発活動を継続して行います。

さらに、成年後見制度の利用促進など、一層の権利擁護を推進します。

障がい福祉に関する必要な情報について、障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

- ・施策 4-1 障がい理解の促進
- ・施策 4-2 権利擁護の推進
- ・施策 4-3 障がい福祉に関する情報提供の推進

#### オ 地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

居住の場となるグループホームの設置については、順次その確保を図ってきましたが、施設・病院での生活から地域生活への移行を円滑に進めるため、さらに居住の場の確保に努めます。

また、在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

- ・施策5-1 居住系サービスの充実
- ・施策5-2 地域生活の継続に向けた支援

#### カ 就労支援の充実

福祉的就労については、その基盤は整ってきていますが、一般就労についてはさらなる支援体制の充実が必要です。

障がい者が自立した生活を送るため、就労支援を行う相談支援事業所を引き続き開設し、就労に関する相談支援を行うとともに、その意欲や能力に応じた就労の場を確保できるよう、就労に必要な知識や能力の習得をめざします。

また、障がい者がいきいきと働き続けられるよう、企業等の障がい者雇用に対する理解を高めるための取組や働きやすい職場環境づくりのための取組を推進します。

- ・施策6-1 就労支援の充実

#### キ 災害に備えた避難体制等の確保・感染症対策に係る体制整備

災害発生時における障がい児・者の避難について、その特性に配慮した支援を行えるよう、避難支援体制を構築し、安心して安全な地域の体制づくりを図ります。

また、日頃から障がい福祉サービス事業所等と連携し、感染症対策についての周知啓発を図るとともに、道や関係団体と連携した支援・応援体制の構築等を図ります。

- ・施策7-1 災害対策並びに感染症対策に係る体制整備

#### ク 障がい児支援の充実

発達が気になる段階の子ども及び発達に遅れや偏り、障がいのある子どもの健全やかな育成のための発達支援体制について、子ども・子育て支援法等に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援となるよう福祉・教育等の関係機関が連携を図り、一層の充実に努めます。

- ・施策8-1 障がい児支援の充実
- ・施策8-2 特別支援教育の推進

2 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的事項について

障がい福祉計画の基本理念、基本目標の実現をめざし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき施策を展開します。

施策については、基本的には、現計画を踏襲しつつ、現計画の期間中に行われた障がい施策の改正や、制度改正の動きなどを踏まえたものとします。

成果目標については、国の基本指針及び現計画の実績等により補正を行い、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末入所者数の5%以上を減少させ、6%の地域移行をめざす(高齢化・重症化を背景とした目標設定)。

なお、現計画(第6期計画)目標値の未達成分は上乗せしないこととする。

	項目	数値	備考
施設入所者数	R2.3.31 現在	92人	令和元年度
	R5.3.31 現在(A)	95人	令和4年度
	R6.3.31 見込(B)	95人	現計画内で3.1%増加
	第6期目標値(C)	90人	1.6%(2人)減少
	第6期計画 未達成者数・率	5人	C-B
		4.7%	未達成率=第6期計画目標1.6%-実績達成率▲3.1%
	次期計画目標値	90人	(A)×5%≒5人減少 ※国指針(5%)のみを採用する。
地域移行者	R5.3.31 現在	0人	令和4年度
	R6.3.31 見込(D)	0人	現計画内で増減0%
	第6期目標値(E)	6人	6%(6人)地域移行
	第6期計画 未達成者数・率	6人	E-D
		6%	未達成率=第6期計画目標6%-実績達成率0%
	次期計画目標値	6人	(A)×6%≒6人 ※国指針(6%)のみを採用する。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における325.3日以上、精神病床における退院率（入院後3か月時点68.9%以上、入院後6か月時点84.5%、入院後1年時点91.0%）

※上記数値は、都道府県による目標設定項目であることから、本市としては、引き続き、次の成果目標とする。

精神障がい者が、地域の一員として自分らしく安心して暮らすことができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育・権利擁護等の関係機関が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた協議を継続していきます。

③ 地域生活支援の充実

ア 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。

障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ボランティアやNPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

特に、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、自立を希望するものに対する支援等を進めるために、地域生活への移行や自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイにおける緊急時の受入対応体制の確保、人材の専門性の確保、地域の体制づくりなどを行う機能が求められていることから、地域生活支援拠点等の整備を検討します。

イ【新規】令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の充実を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行者数を令和3年度実績の **1.28** 倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業については **1.31** 倍以上、就労継続支援A型については **1.29** 倍以上、就労継続支援B型については **1.28** 倍以上をめざす。

なお、現計画（第6期計画）目標値の未達成分は上乗せしないこととする。

<一般就労移行者数>

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数(F)	7人	
令和5年度の一般就労移行者数見込み(G)	9人	令和5年度において福祉施設（福祉的就労事業所）を退所し、一般就労した者の数（見込み）
第6期目標値(H)	15人	
未達成者数	6人	H-G
<u>次期計画目標値</u>	<u>9人</u>	(F) × 1.28 ≒ 9人 ※国指針（1.28）のみを採用する。

<就労移行支援>

項目	数値	備考
令和3年度就労移行支援利用者の一般就労移行者数(I)	7人	
令和5年度就労移行支援利用者の一般就労移行者数見込み(J)	1人	令和5年度において福祉施設（福祉的就労事業所）を退所し、一般就労した者の数（見込み）
第6期目標値(K)	7人	
未達成者数	6人	K-J
<u>次期計画目標値</u>	<u>10人</u>	(I) × 1.31 ≒ 10人 ※国指針（1.31）のみを採用する。



<就労継続支援A型>

項目	数値	備考
令和3年度の就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数(L)	1人	
令和5年度の就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数見込み(M)	2人	令和5年度において福祉施設(福祉的就労事業所)を退所し、一般就労した者の数(見込み)
第6期目標値(N)	1人	
未達成者数	0人	N-M
<u>次期計画目標値</u>	<u>2人</u>	(L)×1.29≒2人 ※国指針(1.29)のみを採用する。

<就労継続支援B型>

項目	数値	備考
令和3年度の就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数(O)	0人	
令和5年度の就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数見込み(P)	2人	令和5年度において福祉施設(福祉的就労事業所)を退所し、一般就労した者の数(見込み)
第6期目標値(Q)	7人	
未達成者数	5人	Q-P
<u>次期計画目標値</u>	<u>1人</u>	(O)×1.28≒0人 ※国指針(1.29)に1人を加えた数値とする。

<就労定着支援事業所利用者数>

項目	数値	備考
令和3年度の就労定着支援事業所利用者数(R)	3人	
令和5年度の就労定着支援事業所利用者数見込み(S)	1人	
第6期目標値(T)	11人	
未達成者数	10人	T-S
<u>次期計画目標値</u>	<u>5人</u>	(R)×1.41≒5 ※国指針(1.41)のみを採用する。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、子ども発達支援センターと連携を図り、児童発達支援センターの設置をめざします。

イ 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

障がい児支援を行うにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。本人やその家族に対し、発達が気になる段階から、早期に身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援体制の充実を図ります。

また、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築をめざします。

ウ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所は確保できておりますが、引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

エ 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられ、地域で安心した生活ができるよう、医療的ケア児支援のための関係機関の協議を継続するとともに、本市における社会資源の状況等を踏まえながら、地域におけるコーディネート機能を活用しながら、継続して支援してまいります。

#### ⑥相談支援体制の充実・強化等

ア 令和8年度末まで各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制整備をめざします。

イ【新規】協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

自立支援協議会等において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための体制を整備します。